



平成 22 年 12 月 9 日

各 位

会 社 名 オプテックス・エフエー株式会社

代表者名 代表取締役社長 小國 勇

(コード番号 6661 JASDAQ)

問合せ先 取締役管理部門統括 坂口 誠邦

電話番号 075-325-2930

株式分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 22 年 12 月 9 日開催の取締役会において、株式分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更を行うことについて決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

また、本日付で、「ストックオプション（新株予約権）の行使価額の調整に関するお知らせ」を發表しておりますので、併せてご参照ください。

記

1. 株式分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更の目的

株式の分割を実施し、当社株式の投資単位あたりの金額を引き下げることにより、流動性の向上及び投資家層の拡大を図ることを目的としております。

また、平成 19 年 11 月 27 日に全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨に鑑み、100 株を 1 単位とする単元株制度を採用いたします。

なお、この株式分割及び単元株制度の採用により、投資単位は実質的に 2 分の 1 となります。

2. 株式分割の概要

(1) 分割の方法

平成 22 年 12 月 31 日(金曜日)最終の株主名簿に記録された株主の所有普通株式 1 株につき、200 株の割合をもって分割いたします。

(2) 分割により増加する株式数（平成 22 年 12 月 9 日現在の発行済株式数にて試算）

株式分割前の発行済株式総数	:	24,916 株
今回の分割により増加する株式数	:	4,958,284 株
株式分割後の発行済株式総数	:	4,983,200 株
株式分割後の発行可能株式総数	:	16,000,000 株

（注）上記発行済株式数は、新株予約権の行使により増加する可能性があります。

(3) その他

今回の株式分割に際しまして、資本金の額の変更はありません。

3. 日程

基準日公告日	平成 22 年 12 月 10 日（金曜日）
基準日	平成 22 年 12 月 31 日（金曜日）
効力発生日	平成 23 年 1 月 1 日（土曜日）
新規記録日	平成 23 年 1 月 4 日（火曜日）

4. 単元株制度の採用

(1) 採用する単元株式の数

単元株制度を採用し、単元株式数を 100 株といたします。

(2) 新設の日程

効力発生日 平成 23 年 1 月 1 日（土曜日）

※平成 22 年 12 月 28 日をもって、大阪証券取引所における売買単位も 1 株から 100 株に変更されることとなります。

5. 定款の一部変更

(1) 定款変更の理由

上記の株式分割及び単元株制度の採用に伴い、会社法第 184 条第 2 項及び第 191 条の規定に基づく取締役会決議により、平成 23 年 1 月 1 日（土曜日）をもって当社定款の一部を変更いたします。

①株式の分割の割合を勘案して当社の発行可能株式総数を増加させるため、現行定款第 6 条を変更いたします。

②株式の分割と同時に単元株制度を採用し、単元株式数を 100 株とするため、第 7 条を新設いたします。

③現行定款第 7 条以下の条数を各 1 条繰り下げいたします。

(2) 定款変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

現 行 定 款	変 更 後
(発行可能株式総数) 第 6 条 当会社の発行可能株式総数は、 <u>80,000</u> 株とする。	(発行可能株式総数) 第 6 条 当会社の発行可能株式総数は、 <u>16,000,000</u> 株とする。
(新設)	(<u>単元株式数</u>) <u>第 7 条 当会社の単元株式数は、100 株とする。</u>
<u>第 7 条</u> ～ <u>第 44 条</u> (条文省略)	<u>第 8 条</u> ～ <u>第 45 条</u> (現行どおり)
(新設)	<u>附則</u> <u>本定款変更の効力発生日は、平成 23 年 1 月 1 日とする。なお、本附則は効力発生日をもって削除する。</u>

以上